

平成20年第4回士別市議会定例会会議録(第5号)

平成20年12月12日(金曜日)

午前10時00分開議

午前10時56分閉会

本日の会議事件

開議宣告

諸般の報告

- 日程第 1 議案第74号 士別市手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 議案第81号 平成20年度士別市一般会計補正予算(第7号)  
議案第82号 平成20年度士別市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 3 議案第83号 平成20年度士別市病院事業会計補正予算(第1号)
- 日程第 4 認定第 3号 平成19年度士別市一般会計歳入歳出決算認定について(決算審査特別委員長結果報告)
- 認定第 4号 平成19年度士別市診療施設特別会計歳入歳出決算認定について(決算審査特別委員長結果報告)
- 認定第 5号 平成19年度士別市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について(決算審査特別委員長結果報告)
- 認定第 6号 平成19年度士別市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について(決算審査特別委員長結果報告)
- 認定第 7号 平成19年度士別市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について(決算審査特別委員長結果報告)
- 認定第 8号 平成19年度士別市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について(決算審査特別委員長結果報告)
- 認定第 9号 平成19年度士別市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について(決算審査特別委員長結果報告)
- 認定第10号 平成19年度士別市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について(決算審査特別委員長結果報告)
- 認定第11号 平成19年度士別市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について(決算審査特別委員長結果報告)
- 認定第12号 平成19年度士別市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について(決算審査特別委員長結果報告)
- 認定第13号 平成19年度士別市工業用水道事業特別会計歳入歳出決算認定について(決算審査特別委員長結果報告)

- 日程第 5 意見書案第 5 0 号 公的保育制度の改変に反対する意見書について  
意見書案第 5 1 号 大倒産・企業再編の危険から中小企業を守る緊急対策を求める  
意見書について  
意見書案第 5 2 号 医師不足を解消し、地域医療体制の立て直しを求める意見書に  
ついて  
意見書案第 5 3 号 改正建築基準法施行による影響に対する解決策を求める意見書  
について  
意見書案第 5 4 号 知的財産立国の推進に関する意見書について  
意見書案第 5 5 号 消えた年金問題の速やかな解決を求める意見書について  
意見書案第 5 6 号 公的年金制度の抜本改革を求める意見書について
- 日程第 6 調査第 2 号 総務文教常任委員会の閉会中継続審査について（総務文教常任委員  
長結果報告）
- 日程第 7 調査第 3 号 民生福祉常任委員会の閉会中継続審査について（民生福祉常任委員  
長結果報告）
- 日程第 8 調査第 4 号 経済建設常任委員会の閉会中継続審査について（経済建設常任委員  
長結果報告）
- 日程第 9 調査第 5 号 総務文教常任委員会の閉会中継続審査について
- 日程第 10 調査第 6 号 民生福祉常任委員会の閉会中継続審査について
- 日程第 11 調査第 7 号 経済建設常任委員会の閉会中継続審査について
- 日程第 12 諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 閉会宣告

出席議員（20名）

副議長	1 番	池 田 亨 君	3 番	伊 藤 隆 雄 君
	4 番	井 上 久 嗣 君	5 番	丹 正 臣 君
	6 番	粥 川 章 君	7 番	小 池 浩 美 君
	8 番	柿 崎 由美子 君	9 番	平 野 洋 一 君
	11 番	遠 山 昭 二 君	12 番	岡 崎 治 夫 君
	13 番	谷 口 隆 徳 君	14 番	山 田 道 行 君
	15 番	田 宮 正 秋 君	16 番	斉 藤 昇 君
	17 番	山 居 忠 彰 君	18 番	牧 野 勇 司 君
	19 番	菅 原 清一郎 君	20 番	中 村 稔 君
	21 番	神 田 壽 昭 君	議 長	22 番 岡 田 久 俊 君

出席説明員

市 長	田 苺子 進 君	副 市 長	相 山 愼 二 君
副 市 長	瀧 上 敬 司 君	総務部長(併) 選挙管理委員会 事務局 長	鈴 木 久 典 君
市 民 部 長	有 馬 芳 孝 君	保健福祉部長	宮 澤 勝 己 君
経 済 部 長	相 山 佳 則 君	建設水道部長	土 岐 浩 二 君
朝日総合支所長	城 守 正 廣 君	総務部次長兼 財政課長(併) 選挙管理委員会 事務局 次長	三 好 信 之 君
市 立 病 局 院 長	吉 田 博 行 君		
教 育 委 員 会 長	佐々木 正 雄 君	教 育 委 員 会 長	安 川 登 志 男 君
教 育 委 員 会 長	辻 正 信 君		
農 業 委 員 会 長	松 川 英 一 君	農 業 委 員 会 長	伊 藤 暁 君
監 査 委 員	三 原 紘 隆 君	監 査 委 員 会 長	谷 口 春 三 君

事務局出席者

議 会 事 務 局 長	辻 本 幸 慈 君	議 会 事 務 局 長	藤 田 功 君
議 会 事 務 局 幹 事	浅 利 知 充 君	議 会 事 務 局 幹 事	中 井 聖 子 君
議 会 事 務 局 幹 事	岡 村 愼 哉 君		

(午前10時00分開議)

議長(岡田久俊君) ただいまの出席議員は全員であります。これより本日の会議を開きます。

議長(岡田久俊君) ここで、事務局長から諸般の報告をいたします。

議会事務局長(辻本幸慈君) 御報告申し上げます。

本日の議事日程及び諸報告につきましては、印刷の上、お手元に配付のとおりでありますので、朗読を省略いたします。

以上で報告を終わります。

(朗読を経ないが掲載する)

1. 市長から送付された議案は次のとおりである。

議案第81号 平成20年度士別市一般会計補正予算(第7号)

議案第82号 平成20年度士別市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)

議案第83号 平成20年度士別市病院事業会計補正予算(第1号)

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

2. 議会運営委員会から送付された議案は次のとおりである。

意見書案第50号 公的保育制度の改変に反対する意見書について

意見書案第51号 大倒産・企業再編の危険から中小企業を守る緊急対策を求める意見書について

意見書案第52号 医師不足を解消し、地域医療体制の立て直しを求める意見書について

意見書案第53号 改正建築基準法施行による影響に対する解決策を求める意見書について

意見書案第54号 知的財産立国の推進に関する意見書について

意見書案第55号 消えた年金問題の速やかな解決を求める意見書について

意見書案第56号 公的年金制度の抜本改革を求める意見書について

3. 常任委員会から送付された調査経過及び結果の報告は次のとおりである。

調査第2号 総務文教常任委員会の閉会中継続審査について

調査第3号 民生福祉常任委員会の閉会中継続審査について

調査第4号 経済建設常任委員会の閉会中継続審査について

4. 常任委員会から送付された申し出は次のとおりである。

調査第5号 総務文教常任委員会の閉会中継続審査について

調査第6号 民生福祉常任委員会の閉会中継続審査について

調査第7号 経済建設常任委員会の閉会中継続審査について

5. 決算審査特別委員会から送付された審査経過及び結果の報告は次のとおりである。

認定第3号 平成19年度士別市一般会計歳入歳出決算認定について

認定第4号 平成19年度士別市診療施設特別会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 平成19年度士別市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第6号 平成19年度士別市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第7号 平成19年度士別市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第8号 平成19年度士別市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第9号 平成19年度士別市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第10号 平成19年度士別市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第11号 平成19年度士別市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第12号 平成19年度士別市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第13号 平成19年度士別市工業用水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

以上報告する

平成20年12月12日

士別市議会議長 岡田久俊

議長（岡田久俊君） それでは、これより議事に入ります。

日程第1、議案第74号 士別市手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。田苅子市長。

市長（田苅子進君）（登壇） ただいま議題となりました議案第74号 士別市手数料徴収条例の一部を改正する条例について、その概要を御説明申し上げます。

今回の改正は、建築基準法に基づく確認申請手数料について改正をいたそうとするものであります。

現行の手数料は、合併前の士別市が平成12年4月に制定したものと同額で規定しておりましたが、近年の建築確認検査等の厳格化に伴い、審査事務が複雑・増大化していることから、事務量に見合った手数料に改定いたそうとするものであります。

また、建築基準法の改正により制度化された一定の建築物に対する構造計算適合性判定手数料につきましても、新たに規定をし、徴収をいたそうとするものであります。

なお、この改正につきましては、平成21年4月から施行することとし、改正後の各手数料につきましては、北海道と同額になるものであります。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。（降壇）

議長（岡田久俊君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

議長（岡田久俊君） 次に、日程第2、議案第81号 平成20年度士別市一般会計補正予算（第7号）及び議案第82号 平成20年度士別市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）、以上2案件を一括議題に供します。

提案者の説明を求めます。田苅子市長。

市長（田苅子 進君）（登壇） ただいま議題となりました議案第81号 平成20年度士別市一般会計補正予算（第7号）並びに議案第82号 平成20年度士別市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、関連がありますのでこれを一括してその内容を御説明申し上げます。

まず、一般会計の歳出予算についてであります。民生費で介護保険事業特別会計に対する繰出金348万2,000円を追加計上し、教育費では多寄小学校改築事業について、現在実施設計を行っており、建設事業費については平成21年度予算での実施を予定いたしておりましたが、国の安心実現のための緊急総合対策による補正予算の決定に伴い、起債充当率、地方交付税措置など、財源確保上有利との判断から、前倒しをして実施をすることとし、事業費として2億7,473万7,000円を計上いたしました。

なお、これらに要する財源といたしましては、国庫支出金などの特定財源のほか、地方交付税の一般財源をもって収支の均衡を図った次第であります。

次に、債務負担行為の追加につきましては、現在、指定管理者制度により管理運営を委託している10施設のうち、事前に契約するための予算措置の必要な総合福祉センターなど8施設について、所要の措置を講ずるものであります。

なお、指定管理者の指定につきましては、今後、審査委員会での結果を踏まえ、21年第1回定例会で提案を予定いたしております。

また、地方債の追加につきましては、歳出予算との関連から所要の措置をいたした次第であります。

次に、介護保険事業特別会計についてであります。平成21年度の要介護認定基準などの制度改正に伴い、介護保険被保険者システム及び認定システムの改修業務委託経費439万2,000円を計上し、国庫支出金などの特定財源のほか、一般会計繰出金をもって収支の均衡を図った次第であります。

以上、今回補正の概要を御説明申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。（降壇）

議長（岡田久俊君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。小池浩美議員。

7番（小池浩美君） 議案第82号の介護保険事業にかかわって、介護保険認定システムの439万円について、何点かお聞きしたいと思います。

これは、今市長の御説明で、制度の改正によるものでシステムを改修するのだという御説明がありましたけれども、特に介護度の認定にかかわっては、これはもう8年前の介護保険制度が始まる前から、介護認定が正しく行われるかどうか、この点が国民の大きな不安でありまして、国会でも論議が続いたということがあります。

それで、コンピューターが1次判定をする介護度、これが正しいのか、正確に出せるのかという、そこら辺で大きな論議になっていたのですけれども、1次判定が少々正しくなくても、2次判定では人間が判断するのだからそれで1次判定の誤りを正すことができるだろうと、そういうふうなことも言われてきて、この制度がずっと続いてきているのですけれどもね、今回これ、制度改正によるものということで、どんなふうにならなくてこのシステムの改修につながっていくのかをちょっとお聞きしたいのですけれども、それで、初めに確認しておきますけれども、2次判定、人間の目と経験で判定する2次判定ですね、これが非常に頼みとするところなんですけれども、それで、本市の認定審査会についてちょっとはっきりとお聞かせいただきたいのですけれども、ずっと最初から変わらない認定審査会というものは、変わってはいないとは思いますが、その構成員とか、数とか、あるいは会議の頻度とか、そんなようなことをちょっと詳しく審査会についてお知らせください。

議長（岡田久俊君） 仁村介護保険課長。

介護保険課長（仁村光春君） お答えいたします。

審査会の構成についてのお尋ねであります。士別地域介護認定審査会は、保険、医療及び福祉の各分野に関する学識経験を有する方に委員をお願いしております。5つの合議体を設置しておりまして、それぞれの合議体に医師、歯科医師、薬剤師、看護師及び福祉関係者を配置して5名で構成しております。合計25名を選任いたしております。設置形態につきましては、士別市、和寒町及び剣淵町で合同設置しております。

また、本年度の開催状況は、年間で70回の予定でありまして、毎月5回から6回開催することといたしております。

以上であります。

議長（岡田久俊君） 小池議員。

7番（小池浩美君） それとですね、今までの審査会で、コンピューターが判定した1次判定、これがその審査会に来て変わったというケース、19年度だけでよろしいんですけれども、全体に対してこういうふうに変った割合ですね、その割合を教えてくださいということと、低くなった割合、低くなったというのは軽くなった、例えば1次判定で介護2だったのが、2次判定審査会では介護1に変えたというような軽くなった場合と、逆に重くなった場合、その割合、パーセンテージでよろしいですので教えてくださいと思います。

議長（岡田久俊君） 仁村課長。

介護保険課長（仁村光春君） お答えいたします。

コンピューターで行う第1次判定と第2次判定の変更割合についてであります。平成19年

度実績で申し上げますと、認定審査会の審査総件数は、2,142件でありました。そのうち、2次判定において変更になった割合が34%、軽度への変更が256件で約12%、重度への変更が465件で約22%となっております。

次に、認定審査会に使用する資料といたしましては、認定調査員が調査いたします認定調査票とその特記事項、主治医の作成する主治医意見書、更に介護認定システムで判定いたします1次判定結果を資料といたしまして、認定調査を行っております。

以上であります。

議長（岡田久俊君） 小池議員。

7番（小池浩美君） それで今回このコンピューターを変えるということなんですけれども、その根底にある制度の改正ですね、その理由ですね、何ゆえにわざわざ今までの制度を変えるのか、どのように変えるのか、全国的にこんなふうにお金を使って変えるのですから大変な金額になると思いますけれども、そこら辺の理由、それから変えた中身なんかも教えていただきたいと思います。

議長（岡田久俊君） 仁村課長。

介護保険課長（仁村光春君） お答えいたします。

要介護認定審査項目の変更につきましては、平成18年10月、厚生労働省に要介護認定調査検討会を設置いたしまして検討されておりました。今年8月に、現行の調査項目82項目から火の始末や電話の利用など14項目を削減し、現行分を68項目と改め、新たな調査項目として、外出して戻れないや感情が不安定など6項目を追加して74項目とする案がまとめられております。

この調査項目の変更につきましては、1つには、認定調査にかかわる方の負担軽減の観点から、2つには、認定調査項目が多く、要介護認定審査が煩雑であるとして、これらの軽減を図ることを目的として検討されたと聞いております。

以上であります。

議長（岡田久俊君） 小池議員。

7番（小池浩美君） 要介護認定にかかわる人というのは、訪問調査員だと思うんですけれどもね、一番最初にごめんくださいと来て、チェックしていくという方なんですけれども、その方の負担を軽減するためということで調査項目を82からトータルして74項目に減らしたということで、そのためにシステムを変えなければならないということでもやるものだということが今わかりましたけれども、この考え方は、サービスを受ける側の立場には立っていないと思うんですよね。調査する側の煩雑さを軽減はするけれども、サービスを受ける側は、本当にただでさえ正しく判断されているかなと思うのに、こうやって項目が減っていたら、本当に正しく見てもらえるのかというふうな不安がまた増えるのですけれども、それに、特にね、項目が減るということは、その項目に関する調査員の特記事項の欄もなくなるということで、そこでまた2次判定のときの判断材料、情報が減るのでないかというふうに私は心配するんですけれども、そこら辺のところはどのようにお考えでしょうか。



議長（岡田久俊君） 仁村課長。

介護保険課長（仁村光春君） 調査項目の変更に関しましては、認定調査の項目を減らす中には、主治医意見書で把握できる項目等が含まれている場合ということに限られて変更になっておると聞いております。

さらに、厚生労働省が、この新しい認定ソフトに関してですね、今年の9月から10月にかけて、全国の市区町村において実施いたしました要介護認定モデル事業の結果ですね、このモデル事業の中身につきましては、市町村が任意に選定した介護認定申請者に対しまして、従来の認定と新判定ソフトを用いた新しい認定の2通りを試験的に実施したものでありますけれども、その中でですね、全国1,626市町村から実施報告を受けまして、3万786件について集計し分析を行い比較したところ、現行及びモデル事業による重度及び軽度の変更率で比較いたしますと、1つ目としては、現行の審査判定による1次判定と2次判定の変更率であります。判定が一致した割合が70.2%、重度に判定された割合は22%、軽度に判定された割合は7.8%でありました。2つ目として、モデル事業による1次判定と2次判定の変更率であります。判定が一致した割合は81.7%、重度に判定された割合は13.3%、軽度に判定された割合は5%でありました。

以上の結果から、現行及びモデル事業における重度及び軽度の変更率を比較いたしますと、判定が一致している割合が70.2%から81.7%と11.5%増加しており、1次判定の精度が上がり、2次判定において軽度や重度に判定される割合が減少しておりますことから、適切な判定がなされているものと推測しているところであります。

以上です。

議長（岡田久俊君） 他に御発言ございませんか。斉藤 昇議員。

16番（斉藤 昇君） 多寄小学校の改築について若干お尋ねをしたいと思うんです。

資料も全議員に渡されているところでございますけれども、私ども、多寄中学校の改築が始まる前から、今度の多寄小学校が改築される際には、中学校と利用を同じにして、体育館なんかはもうもちろんそうだけれども、そういうふうにして、共用できる部分はできるような、そういう学校建設を土別で初めてすべきではないか、そういうことを理事者にも意見を申し上げてまいりました。

今回は、地元の父兄の方々、あるいは地元の方々ともさまざまな意見交換をなされて、いろんな要望も取り上げて、それらが実現する運びになったところでございますけれども、もし、この多寄小学校を独立して建てたとしたら、特別教室でありますとか、体育館でありますとか、これらも全部そこに必要になってくるかと思うだけども、一つは併用して利用できるスペース、これはどのぐらいなのかということと、それから、独立して建てた場合には、今のこの2億7,000万円に上る金額だけれども、これよりもどのぐらいの予算がオーバーすることになるのか、どんな積算をなされたのか、この際お聞かせいただきたいと思うんです。

議長（岡田久俊君） 石川教育部次長。

教育部次長（石川 誠君） お答えをいたします。

まず、今回の多寄小学校の改築に当たりましては、議員のお話のとおり、多寄中学校との併設という考え方で進めてまいりました。そこで、多寄小学校と多寄中学校の関係でございますけれども、基本的には多寄中学校の特別教室、体育館を併用するという考え方でございます。そこで、実際には普通教室のほかにはですね、理科室ですとか、それから音楽室ですとかを多寄中学校のほうの特別教室として使用するというところでございます。

そこで、多寄小学校自体につきましては、普通教室と保健室、それから多目的教室、教職員室などのいわゆる学校管理用スペースのみを建設するという考え方で、総面積が881平方メートルということでございます。

そこで、今お話がございましたように、多寄小学校が仮に単独校としてですね、全面改築した場合の事業費等どうなるのかというお尋ねでございますが、当然単独校として小学校を建設するということになると、体育館を初め、先ほど申し上げましたように音楽室や理科室などの特別教室の設置が必要となってまいります。そうしたことから、総体としての基準面積が、1,891平方メートルという面積が必要となるということで、積算をいたしますと、総額です、推定ではございますけれども、7億7,700万円ほどになってしまうということで、今回上げさせていただいております多寄小学校の場合には、そうした併設校としての位置づけをすることにより、2億7,000万円弱となるというようなことになろうかというふうに考えております。

以上でございます。

議長（岡田久俊君） 齊藤議員。

16番（齊藤 昇君） それから、この併設に当たってですね、教職員の方でありますとか、地元の合意をどういうふうにつくり上げてこられたのかということ、それからもう一つは、生徒数の推移ですね、これは大体生徒数の推移と、生徒数を減らさない努力といたしますかね、多寄地区の市外に通う範囲だけでも、ここら辺をやっぱり地域の振興ということもあわせて、今後考えていく必要もあるのではないかと、ただ単に減るに任せて減っていけばいいんだというだけではなくて、やっぱり多寄地域のいろんな文化だとか体育だとか、そういう多寄地区の振興も独自にやっぱり考えていく、そういう施策も検討しながら進んでいく必要があるのではないかと、こう思うんだけれども、これはもう教育委員会になるのか、どっちになるのかわかりませんけれども、そこら辺を考えていくべきではないかと、こう思うんだけれどもいかがでしょうか。

議長（岡田久俊君） 石川次長。

教育部次長（石川 誠君） お答えいたします。

まず、多寄小学校の改築に係ります地域の方々との協議経過ということになるかと思いますが、本年4月から、具体的に多寄小学校の設置場所についての御協議をさせていただいてきたところでございます。当初、地元期成会の方々等につきましては、多寄中学校の西側のほうに設置を強く求められていたという経過がございます。その際に、仮に西側のほうに設置をす

るとなりますと、現在多寄中学校のほうにあります通路ですとかグラウンドを改修する必要がまず出てくると。それから、そういったこととなりますと、当然補助金の返還の可能性が出てくるとか、冬期間の除雪や、西側ですので当然普通教室のほうの西日の問題だとか、そういった懸念があったということで、るるそういった中身ですね、期成会や学校関係者等々の方々と協議を進めてまいったところでございます。

結果といたしまして、本年8月末に、地区の臨時PTAの総会の協議を踏まえたり、期成会との再協議を踏まえまして、建設場所を現在確定いたしました多寄中学校の東側に建設をさせていただくということで合意を得たところでございます。

次に、現在の多寄小学校区におけます児童の関係でございますけれども、現在、20年度、26人4学級で構成をしております。今後21年から25年度までの推計でございますが、おおむね25人～22人程度で、若干の推移はございますけれども、そういった流れで新入学者につきましても4人～5人というような推移がなされるだろうというふうに推計をいたしております。

そこで、お尋ねの子供たちを確保するといえますか、そういったお尋ねがございましたけれども、なかなか地域の部分で少子化の問題等もございまして、ほかからですね、そういったお子様方をぜひこちらのほうにということも、なかなか難しいなというようなことは考えておりますけれども、できるだけ、考え方によっては農村地区でもございますので、そういった就農されて、お子様をですね、ぜひそちらのほうでいっぱいつくっていただいて、入学していただけるような形になればいいのかなと思いますけれども、正直言いまして、なかなか子供たちの確保というのは難しい状況にあると言わざるを得ないかというふうに考えております。

以上でございます。

議長（岡田久俊君） 他に御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第81号及び議案第82号は原案のとおり可決されました。

議長（岡田久俊君） 次に、日程第3、議案第83号 平成20年度士別市病院事業会計補正予算（第1号）を議題に供します。

提案者の説明を求めます。田苅子市長。

市長（田苅子 進君）（登壇） ただいま議題となりました議案第83号 平成20年度士別市病院事業会計補正予算（第1号）について、その概要を御説明申し上げます。

今回の補正は、国の安心実現のための緊急総合対策にかかわるもので、新型インフルエンザが発生した場合に、入院患者を受け入れる病院として、人工呼吸器及び個人防護服整備を図る

こととし、総額320万円を計上いたすものであります。また、収入につきましては、これに要する財源として同補助金を計上するとともに、病院の経営改善のための経営改革プランに基づき、20年度中に不良債務を全額解消するための方策として、公立病院特例債7億円を計上いたしましたところであります。

更に、債務負担行為につきましては、病院の給食調理業務委託について、事前に契約し、2カ年の長期契約をもって年度当初から円滑に業務を行うための所要の措置を講ずるとともに、企業債におきましては、公立病院特例債発行の関係から、所要の措置を講ずるものであります。

よろしく御審議のほどをお願いいたします。（降壇）

議長（岡田久俊君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。斉藤 昇議員。

16番（斉藤 昇君） 新型インフルエンザに関する人工呼吸器と防護服、この個人の防護具、これは一体どのようなものなんでしょうか。大体これで見ますと、大体どのぐらい値段がされてですね、そしてこれはどういうふうに利用をされていくのか、病院の人たちが、常時これをみんなが着るのか、事務局長も含めてですね、どんな利用をされていくのか、それからどんなものなのかということと、それから新型インフルエンザというのはまだ来ていないんでしょう、どんなものでどういうふうに判断したときに、その防護服を着て走って歩くようになるんでしょうか。そこら辺ちょっとお知らせいただきたいと思うんです。

議長（岡田久俊君） 吉田市立病院事務局長。

市立病院事務局長（吉田博行君） お答えいたします。

初めに、個人防護服の関係でありますけれども、これにつきましては、もし新型インフルエンザの患者が発生した場合に、市立病院を受診する、そういったときに、受診に応じる医師及び看護師等が着用する、一番感染しやすい形になりますので、そういった方々が着用するわけでございまして、この104万円の内訳でございますけれども、これにつきましては、個人防護服につきましてはマスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、それとキャップ、あるいはフェイスシールドということで、こういったものを一つのセットとする中で、一つの単価として3,150円になるわけでございます。これらをですね、買うのは330セットを購入するわけでございますけれども、つまり医療のほうのチーム、1チーム11人の者が30日間、これ使い捨てになりますので、30日間着用するということで、そういった形の中で104万円の補正を今回ご提案させていただいているところでございます。そういったことになりますので、事務方と病院の職員ということは、あくまで医療従事者が着用する、こういったものでございます。

それと、新型インフルエンザの関係でございますけれども、これにつきましては、特に鳥類のインフルエンザが、結局は人が感染しまして、その後はこれらが人の中で増殖する中で人から人へうつっていく、そういったことが心配されているわけでございまして、このことよって起こる症状が新型インフルエンザと言われているわけでございますけれども、こういった新型インフルエンザにつきましては、人間にとって未知のウイルスと、こういったことが言われ

ておりますので、急速に世界的流行が起こるだろう、こういったことが想定されているわけ  
でございます。

世界的なこういった新型インフルエンザの流行につきましては、これまでも、過去の歴史の  
中では、10年～40年間隔の周期の中で世界的発生が行われている、特に大正8年のスペイン風  
邪、こういったときに世界の中でも4,000万人から、日本においても39万人が死亡したと、こ  
ういった事例がございます。その後におきましても、昭和に入ってからですね、例えばアジ  
アインフルエンザとか、これは昭和32年、更に昭和43年の香港インフルエンザ、あるいは52年  
のソ連型インフルエンザ、こういったものが世界的な流行を起こしております。

そうした中で、特にですね、今大きく騒がれているのがH5N1型ということで、これにつ  
きましては最近の新聞においても、インドネシアのほうで、鳥から人にかかった場合に致死率  
が極めて高いと、こういったものでございまして、これが変異することによって人から人へう  
つたばあいに極めて世界的な大流行が起こる可能性がある、こういったことが言われており  
ますので、そういったことを踏まえた中でですね、国のほうにおいても平成17年10月でありま  
すけれども、新型インフルエンザの対策推進本部を設立する中で、あわせて行動計画を策定し  
ているところでございます。更にまた20年11月にもですね、こういった行動計画をもって新型  
インフルエンザが発生した場合にこの行動計画に沿って対応する、こういった考え方が現在示  
されているところでございます。

議長（岡田久俊君） 他に御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

議長（岡田久俊君） 次に、日程第4、認定第3号 平成19年度士別市一般会計歳入歳出決算認  
定についてから認定第13号 平成19年度士別市工業用水道事業特別会計歳入歳出決算認定につ  
いてまで、以上11案件を一括議題に供します。

決算審査特別委員長の報告を求めます。山居忠彰委員長。

決算審査特別委員長（山居忠彰君）（登壇） ただいま議題となりました認定第3号 平成19年  
度士別市一般会計歳入歳出決算認定についてから、認定第13号 平成19年度士別市工業用水道  
事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの11案件に対する決算審査特別委員会の審査経過  
及び結果を御報告申し上げます。

去る11月18日の本会議において、全議員をもって構成する決算審査特別委員会が設置され、  
当該11案件の付託を受けたところであります。

審査経過につきましては、11月25日、26日及び27日の3日間、議場においてそれぞれ関係者の出席を求め、慎重に審査をいたしました。

審査結果につきましては、認定第3号から認定第13号までの11案件は原案のとおり認定すべきものと決定した次第であります。

以上で報告を終わります。（降壇）

議長（岡田久俊君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、委員長の報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） 御異議なしと認めます。

よって、認定第3号から認定第13号までの11案件は原案のとおり認定と決定いたしました。

議長（岡田久俊君） 次に、日程第5、意見書案第50号 公的保育制度の改変に反対する意見書についてから、意見書案第56号 公的年金制度の抜本改革を求める意見書についてまで、以上7案件を一括議題に供します。

本案については、提案者の説明を省略いたします。

質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） 御異議なしと認めます。

よって、意見書案第50号から意見書案第56号までの7案件は原案のとおり可決されました。

議長（岡田久俊君） 次に、日程第6、調査第2号 総務文教常任委員会の閉会中継続審査についてを議題に供します。

総務文教常任委員長の報告を求めます。神田壽昭委員長。

総務文教常任委員長（神田壽昭君）（登壇） 調査第2号 総務文教常任委員会の閉会中継続審査について、委員会の調査経過及び結果を御報告申し上げます。

総務文教常任委員会では、10月27日から31日までの5日間、大分県豊後高田市、宇佐市、福岡県行橋市及び水巻町において行政調査を実施し、報告書に記載してあります調査事項について、調査したところであります。

以上で報告を終わります。（降壇）

議長（岡田久俊君） お諮りいたします。本案については、委員長の報告をもって終わることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） 御異議なしと認めます。

よって、調査第2号は委員長の報告をもって終わることに決定いたしました。

議長（岡田久俊君） 次に、日程第7、調査第3号 民生福祉常任委員会の閉会中継続審査についてを議題に供します。

民生福祉常任委員長の報告を求めます。斉藤 昇委員長。

民生福祉常任委員長（斉藤 昇君）（登壇） 調査第3号 民生福祉常任委員会の閉会中継続審査について、委員会の調査経過及び結果を御報告申し上げます。

民生福祉常任委員会では、10月21日から24日までの4日間、愛知県清須市、滋賀県米原市及び京都府向日市において行政調査を実施し、報告書に記載してあります調査事項について、調査したところであります。

以上で報告を終わります。（降壇）

議長（岡田久俊君） お諮りいたします。本案については、委員長の報告をもって終わることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） 御異議なしと認めます。

よって、調査第3号は委員長の報告をもって終わることに決定いたしました。

議長（岡田久俊君） 次に、日程第8、調査第4号 経済建設常任委員会の閉会中継続審査についてを議題に供します。

経済建設常任委員長の報告を求めます。伊藤隆雄委員長。

経済建設常任委員長（伊藤隆雄君）（登壇） 調査第4号 経済建設常任委員会の閉会中継続審査について、委員会の調査経過及び結果を御報告申し上げます。

経済建設常任委員会では、10月9日に所管事務調査を実施し、報告書に記載してあります調査事項について、調査いたしました。更に、10月27日から30日までの4日間、新潟県南魚沼市、埼玉県秩父市及び飯能市において行政調査を実施し、報告書に記載してあります調査事項について調査したところであります。

以上で報告を終わります。（降壇）

議長（岡田久俊君） お諮りいたします。本案については、委員長の報告をもって終わることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） 御異議なしと認めます。

よって、調査第4号は委員長の報告をもって終わることに決定いたしました。

議長（岡田久俊君） 次に、日程第9、調査第5号 総務文教常任委員会の閉会中継続審査についてを議題に供します。

総務文教常任委員長から、会議規則第101条の規定により、閉会中継続審査の申し出があります。

総務文教常任委員長の説明を求めます。神田壽昭委員長。

総務文教常任委員長（神田壽昭君）（登壇） ただいま議題となりました調査第5号 総務文教常任委員会の閉会中継続審査について、その内容を御説明申し上げます。

総務文教常任委員会の所管事務のうち、特定事件として土別東高校の現状について及び廃校の利用状況について調査研究しようとするものであります。

本委員会の付託事件として、閉会中継続審査の承認をくださいますよう、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。（降壇）

議長（岡田久俊君） お諮りいたします。委員長から申し出のとおり、閉会中継続審査とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） 御異議なしと認めます。

よって、調査第5号は閉会中継続審査とすることに決定いたしました。

議長（岡田久俊君） 次に、日程第10、調査第6号 民生福祉常任委員会の閉会中継続審査についてを議題に供します。

民生福祉常任委員長から、会議規則第101条の規定により、閉会中継続審査の申し出があります。

民生福祉常任委員長の説明を求めます。斉藤 昇委員長。

民生福祉常任委員長（斉藤 昇君）（登壇） ただいま議題となりました調査第6号 民生福祉常任委員会の閉会中継続審査について、その内容を御説明申し上げます。

民生福祉常任委員会の所管事務のうち、特定事件として市民部及び保健福祉部の平成21年度主要施策について調査研究しようとするものであります。

本委員会の付託事件として、閉会中継続審査の承認をくださいますよう、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。（降壇）

議長（岡田久俊君） お諮りいたします。委員長から申し出のとおり、閉会中継続審査とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） 御異議なしと認めます。



よって、調査第6号は閉会中継続審査とすることに決定いたしました。

議長（岡田久俊君） 次に、日程第11、調査第7号 経済建設常任委員会の閉会中継続審査についてを議題に供します。

経済建設常任委員長から、会議規則第101条の規定により、閉会中継続審査の申し出があります。

経済建設常任委員長の説明を求めます。伊藤隆雄委員長。

経済建設常任委員長（伊藤隆雄君）（登壇） ただいま議題となりました調査第7号 経済建設常任委員会の閉会中継続審査について、その内容を御説明申し上げます。

経済建設常任委員会の所管事務のうち、特定事件として経済部及び建設水道部における平成20年度の主要事業（後期）の進捗状況について並びに経済部及び建設水道部における平成21年度の総合計画に係る事業について調査研究しようとするものであります。

本委員会の付託事件として、閉会中継続審査の承認をくださいますよう、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。（降壇）

議長（岡田久俊君） お諮りいたします。委員長から申し出のとおり、閉会中継続審査とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） 御異議なしと認めます。

よって、調査第7号は閉会中継続審査とすることに決定いたしました。

議長（岡田久俊君） 次に、日程第12、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。田苅子市長。

市長（田苅子 進君）（登壇） ただいま議題となりました諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について御説明を申し上げます。

平成21年3月31日をもって任期満了となります山崎昭子委員を再度人権擁護委員候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

どうかよろしく御審議のほどをお願い申し上げます。（降壇）

議長（岡田久俊君） お諮りいたします。本案については、推薦に同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） 御異議なしと認めます。

よって、諮問第2号は推薦同意と決定いたしました。

議長（岡田久俊君） 以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。  
平成20年第4回定例会はこれをもって閉会いたします。  
御苦労さまでした。

（午前10時56分閉会）